

附属書五（第七章関係） 第七・五条の規定に関する特定の約束に係る表

第一編 注釈

1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS/W/120）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「CPC」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けのWTO文書S/L/第九十二号）に従ったものである。ただし、同指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七・二条(o)(i)

から(iv)までに規定する態様によるサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5 個別のCPCの番号に付された注又は「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスの全ての小分野には及ばないことを表す。

6 この特定の約束に係る表に記載された市場アクセス又は内国民待遇に係る制限には、第一・五条の規定に基づいて各締約国がとる措置を含むことがある。

7 分野ごとに行う特定の約束において「制限しない」とは、「各分野に共通の約束に定められた条件を除くほか、制限しない」を意味するものとして読むものとする。

(第二編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

第三編 日本国の特定の約束に係る表

I 各分野に共通の約束

分野	この特定の約束に係る表に掲げる全ての分野	この特定の約束に係る表に掲げる全ての分野
市場アクセスに係る制限	<p>(4) 出入国管理に関する法令に基づく措置については、附属書七に定める区分のいずれかに該当するバンングラデシュの自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p>
内国民待遇に係る制限	<p>(4) 出入国管理に関する法令に基づく措置については、市場アクセスに係る制限の欄に規定するバンングラデシュの自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p>
追加的な約束		

	この特定の約束に係る表に掲げる全ての分野
<p>(4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>(3) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国において投資を行おうとする外国投資家について適用する。ただし、次のいずれかの場合に限る。</p> <p>(a) 外国投資家が行おうとする投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがある場合</p> <p>(b) 外国投資家が、日本国</p>
<p>(4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>(3) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国において投資を行おうとする外国投資家について適用する。ただし、次のいずれかの場合に限る。</p> <p>(a) 外国投資家が行おうとする投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがある場合</p> <p>(b) 外国投資家が、日本国</p>

が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約（注）第二条bの規定に基づき留保を付しているものに含まれる業種に対して投資を行おうとする場合

注 「経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約」とは、千九百六十一年十二月十二日に経済協力開発機構理事会によって採択された資本移動の自由化に関する規約（その改正又は修正を含む。）をいう。

投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更

が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約（注）第二条bの規定に基づき留保を付しているものに含まれる業種に対して投資を行おうとする場合

注 「経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約」とは、千九百六十一年十二月十二日に経済協力開発機構理事会によって採択された資本移動の自由化に関する規約（その改正又は修正を含む。）をいう。

投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更

II 分野ごとに行う特定の約束

<p>1 実務サービス</p> <p>A 自由職業サービス</p> <p>(a) 日本国の法律によって「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス (CPC八六一)</p>	<p>分野</p>	<p>市場アクセスに係る制限</p>	<p>追加的な約束</p>
<p>(1) サービスは、自然人又は弁護士法人(注)が提供しなければならない。</p> <p>注 日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律によって「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業</p>	<p>又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>	<p>(1) 制限しない。</p>	<p>又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>

<p>(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関</p>	
<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。業務上の拠点が必要である</p>	<p>(2) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。業務上の拠点が必要である。</p> <p>務を執行する権利及び義務を有する一又は二以上の社員によって構成されるものをいう。業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国内に滞在することが必要である</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
<p>(3)(a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認め</p>	

する法的な助言サービス

(a) 法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。

(i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成

(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の

る。

(2) 制限しない。

(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。

(4) 業務上の拠点が必要である。

る。

(2) 制限しない。

(3) 制限しない。

(4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国内に滞在することが必要である。

る。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本の法律に関する業務は、認めない。

(b) 「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。

(c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならぬ。

法律以外の法律に
関する法的な意見
の表明

(iii) 公正証書の作成
の囑託についての
法的な代理サービ
ス

(iv) 日本国内にある
不動産に関する権
利又は工業所有
権、鉱業権その他
の日本国内の官公
署への登録によっ
て成立する権利の
得喪又は変更を主
な目的とする法律
事件についての活
動

(b) サービス提供者
は、親族関係若しく

(d) 国際仲裁における代理
は、認める。

は相続に関する法律事件であつてその当事者として日本国の国民が含まれるもの又は日本国内にある不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録によつて成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であつて当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に
関する注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けな
ければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められることとなる管轄地における欠格要件に
サービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

<p>(a) 日本国の法律によつて「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス (C P C 八六一*)</p>	<p>(1) サービスは、自然人又は司法書士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律によつて</p>	<p>(1) 制限しない。</p>	
---	---	-------------------	--

<p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならぬ。</p>	<p>(2) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならぬ。 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一又は二以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>	

<p>(a) 日本国の法律によつて「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス (C P C 八六一*)</p>	<p>(1) サービスは、自然人又は行政書士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律によつて「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一又は二以上の社員によつて構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>

<p>(a) 日本国の法律によつて「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス (C P C 八六一*)</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律によつて「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執</p>	<p>業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならぬ。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(a) 日本国の法律によつて「弁理士」としての資格を有する弁理士が</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は弁理士法人（注）が提供しなければならぬ。</p>	<p>行する権利及び義務を有する一又は二以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならぬ。 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならぬ。 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(4) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならぬ。 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

提供する法律サービス
(CPC八六一九、
八六一二、八六一三、
八六一九)

注 日本国の法律による
弁理士法人とは、日本
国の法律によって「弁
理士」としての資格を
有する弁理士であり、
かつ、弁理士法人の業
務を執行する権利及び
義務を有する一又は二
以上の社員によって構
成されるものをいう。
弁理士法人については、
業務上の拠点が必要であ
る。

(2) サービスは、自然人又は
弁理士法人が提供しなけれ
ばならない。
弁理士法人については、
業務上の拠点が必要であ
る。

(3) サービスは、自然人又は

(2) 制限しない。

(3) 制限しない。

<p>(a) 日本国の法律によつて「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス (C P C 八六一*)</p>	<p>(a) 日本国の法律によつて「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス (C P C 八六一*)</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律によつて「土地家屋調査</p>	<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(4) 弁理士法人が提供しなければならない。 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>「士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一又は二以上の社員によって構成されるものをいう。</p>	<p>(2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(2) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

	<p>(b) 会計、監査及び簿記のサービス (C P C 八六二)</p>
<p>(1) 日本国の法律によつて「公認会計士」としての資格を有する会計士又は日本国の法律による監査法人(注)のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならぬ。</p> <p>注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律によつて「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によつて構成されるものをいう。監査法人については、業</p>	<p>(1) 制限しない。</p>

<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 日本国の法律によつて「公認会計士」としての資格を有する会計士又は日本国の法律による監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。</p>	<p>(2) 務上の拠点が必要である。日本国の法律によつて「公認会計士」としての資格を有する会計士又は日本国の法律による監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>

	<p>(c) 税務サービス (C P C 八六三)</p>
<p>(2) 税理士法に規定する税理</p>	<p>(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。</p> <p>注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律によって「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二以上の社員によって構成されるものをいう。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(2) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p>

<p>(d)、(e) 日本国の法律によつて「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築</p>	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならぬ。 業務上の拠点が必要である。 (3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならぬ。 (4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(d)、(e)、(g) 日本国の法律によって「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しない</p>	<p>サービス (C P C 八六七一二、 八六七一三、八六七一四 (注)) (C P C 八六七二二、 八六七二三、八六七二四 (注) 、八六七二五 (注) 、八六七二七 (注)) 注 建築物の建築のために必要なサービス (建築後のサービスを除く。) に限る。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 注 サービスが日本国の 制限しない (注) 。 制限しない。 制限しない (注) 。 制限しない (注) 。</p>	
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	

<p>(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス (C P C 八六七二(注)、八六七三(注)) 注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。</p>	<p>いサービス提供者が提供することができる建築サービス (C P C 八六七一、八六七二(注)、八六七四二(注)) 注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 注 サービスが日本国の法律によって「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者に</p>	<p>法律によって「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>(h) 医師及び歯科医師 サービス</p>	<p>(g) 都市計画及び景観設計サービス (C P C 八六七四 (注)) 注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。</p>	
<p>(2) (1) 約束しない。* 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 注 サービスが日本国の法律によって「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者によるサービス提供者によっては、業務上の拠点が必要である。</p>	<p>よって提供される場合には、業務上の拠点が 必要である。</p>
<p>(2) (1) 約束しない。* 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	

<p>(j) 日本国の法律によつて「理学療法士」としての資格を有する理学</p>	<p>(j) 助産師、看護師及び準医療従事者が提供するサービス (C P C 九三一九一*)</p>	<p>(i) 獣医サービス (C P C 九三二)</p>	<p>(C P C 九三一二)</p>
<p>(3) (2) (1) 外国資本の参加に関して 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(3) (4) 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 約束しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 外国資本の参加に関して 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(3) (4) 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 約束しない。</p>

<p>C 研究及び開発のサービ ス</p> <p>(a) 自然科学の研究及び 開発のサービス</p>	<p>B 電子計算機サービス及 び関連のサービス（航空 運送サービスのためのコ ンピュータ予約システ ムのサービスを除く。） （C P C 八四一、八四 二、八四三、八四四、八 四五、八四九）</p>	<p>療法士又は「栄養士」 としての資格を有する 栄養士が提供するサー ビス （C P C 九三一九一＊ ＊）</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限がないことを除くほ か、約束しない。 約束しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限がないことを除くほ か、約束しない。 制限しない。</p>

<p>(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外に</p>	<p>D 不動産に係るサービス (a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス (C P C 八二一*）</p>	<p>(b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス (C P C 八五二) (c) 学際的な研究及び開発のサービス (C P C 八五三)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>E 運転者を伴わない賃貸 サービス</p> <p>(a) 船舶（注）に関する 運転者を伴わない賃貸 サービス （C P C 八三一〇三）</p> <p>注 日本国内の異なる 港の間における</p>	<p>(b) 報酬を受け、又は契 約に基づいて行う不動 産（日本国内にあるも の）に係るサービス （C P C 八二二*）</p>	<p>あるもの）に係るサー ビス （C P C 八二二*）</p>
<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>約 制 制 制 束 限 し 限 し 限 し 不 不 不 な い い い</p>	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>業 業 業 業 務 務 務 務 上 上 上 上 の の の の 拠 拠 拠 拠 点 点 点 点 が が が が 必 必 必 必 要 要 要 要 で で で で あ あ あ あ る る る る</p>	<p>(4) (3)</p> <p>制 制 限 し 限 不 不 い い</p>
<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>約 制 制 制 束 限 し 限 し 限 し 不 不 不 な い い い</p>	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制 制 制 制 限 し 限 し 限 し 限 不 不 不 不 い い い い</p>	<p>(4) (3)</p> <p>制 制 限 し 限 不 不 い い</p>

旅客又は貨物の輸送及び日本国内の同一の港から発着する旅客の輸送のために使用される船舶の賃貸を除く。船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件を満たす必要がある。日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならぬ。

(a) 日本国の国籍

<p>(d) 機械及び機器（運送</p>	<p>(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（CPC八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）</p>	<p>(b) を有する自然人 日本の法律によって設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本の国籍を有するもの</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	

<p>(c) 経営相談サービス (C P C 八六五)</p>	<p>(b) 市場調査及び世論調 査のサービス (C P C 八六四)</p>	<p>F その他の実務サービス (a) 広告サービス (C P C 八七一)</p>	<p>機器を除く。)に関する 運転者を伴わない賃 貸サービス (C P C 八三一〇六一 八三一〇九)</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>(b) 計量法の対象となる次のサービス</p>	<p>(e) 技術試験及び分析サービス</p> <p>(a) 製造業製品に係るサービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）</p> <p>（C P C 八六七六*）</p>	<p>(d) 経営相談に関連するサービス</p> <p>（C P C 八六六〇一、八六六〇九）</p>	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(f) 農林業及び狩猟に付随するサービス (CPC八八一)</p>	<p>(i) 特定計量器の定期検査のサービス (ii) 特定計量器の検査のサービス (iii) 計量証明事業 (特定計量証明事業を含む。) (iv) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス (v) 特定計量証明事業者に対する認定計量器の校正等のサービス (vi) 計量器の校正等のサービス</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 * 制限しない。</p>	<p>(2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 * 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内で人員をあっせんするサービス（求職及び求人申し込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）</p> <p>(a) 港湾運送サービス</p> <p>(b) 建設工事</p> <p>(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものの</p> <p>(C P C 八七二〇一、八七二〇二)</p>	
	<p>(4) 制限しない。</p>
	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>(4) 制限しない。</p>

(c) 警備	(b) 建設工事	<p>(a) 港湾運送サービス</p> <p>から派遣してはならない。</p> <p>を通じて日本国外は、企業内の転任</p> <p>注 労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。</p> <p>(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内で（注）人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下で労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）</p>
		<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
		<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>(m) 関連する科学及び技術に関する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。） (CPC八六七五一＊)</p>	<p>(1) 調査サービス (CPC八七三〇一)</p>	<p>(d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務） (CPC八七二〇三、八七二〇九)</p>
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	

<p>(m) 日本国内の土地の測量サービス (C P C 八六七五三* *、八六七五四*)</p>	<p>*、八六七五二*)</p>
<p>(1) 基本測量(注1)又は公共測量(注2)の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の抛点が必要である。</p> <p>注1 「基本測量」とは、全ての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院が行うものをいう。</p> <p>注2 「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、次の(a)及び(b)の要件を満たすものをいう。</p>	<p>(1) 制限しない。</p>

<p>(4) 測量成果を使用することな</p>	<p>(3) 制限しない。</p>	<p>(2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局部的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(a) (i) 局部的測量及び(ii) 高度の精度を必要としない測量以外のもの</p> <p>(b) その費用の一部又は全部を日本国政府又は日本国の他の公共団体が負担し、又は補助して実施するもの</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>

<p>(o) 建築物の清掃サービ ス (CPC八七四〇一、</p>	<p>(n) 機器（船舶、航空機 その他の運送機器を除 く。）の保守及び修理 (CPC六三三、八八 六一―八八六六)</p>	<p>(m) 日本国外の土地の測 量サービ ス (CPC八六七五三* *、八六七五四**)</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>く実施する測量、局地的測 量及び高度の精度を必要と しない測量以外の測量につ いては、業務上の拠点が必 要である。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	

<p>(s) 会議サービス (C P C 八七九〇九*)</p>	<p>(r) 印刷及び出版のサー ビス (C P C 八八四四二)</p>	<p>(q) こん包サービス (C P C 八七六)</p>	<p>(p) 写真サービス (C P C 八七五)</p>	<p>八七四〇二、八七四〇 三、八七四〇九)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(t) 郵便物の発送のサービス 郵送先名簿の編集及</p>	<p>(t) 翻訳及び通訳のサービス (C P C 八七九〇五)</p>	<p>(t) 複写のサービス (C P C 八七九〇四)</p>	<p>(t) 電話応答のサービス (C P C 八七九〇三)</p>	<p>*)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 制限しない。 制限しない。</p>

<p>2 通信サービス A/B 郵便又はクローリ エ・サービス(注) 注 郵便又はクローリ エ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従う。信書(印刷物、小包、物品その他の品目を含む。)の送達以外の</p>	<p>(t) 専門デザイン・サービス ビス (CPC八七九〇七)</p>	<p>ビス (CPC八七九〇六)</p>
	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 制限しない。 制限しない。</p>
	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) 制限しない。 制限しない。</p>

郵便又はクーリエ・サービス分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。
 (「11 運送サービス」参照)

特定信書便事業によつて提供される信書の送達のサービス
 特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。

(a) その長さ、幅及び

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| (4) | (3) | (2) | (1) |
| 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 |

-
- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| (4) | (3) | (2) | (1) |
| 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 |
-

<p style="text-align: center;">C</p> <p style="text-align: center;">電気通信サービス</p> <p style="text-align: center;">基本電気通信サービス</p> <p>(a) 音声電話サービス (C P C 七五二一)</p> <p>(b) パケット交換データ 伝送サービス</p>	<p>厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物</p> <p>(b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物</p> <p>(c) その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に定め</p>	
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に定め</p>	

付加価値サービス	<p>(c) 回線交換データ伝送サービス (C P C 七五二三*) *)</p> <p>(d) テレックス・サービス (C P C 七五二三*) *)</p> <p>(f) ファクシミリ・サービス (C P C 七五二一*) *)、七五二九*)</p> <p>(g) 専用回線サービス (C P C 七五二二*) *)、七五二三*)</p> <p>(o) その他</p>
(1) 制限しない。	<p>(4) 制限しない。</p> <p>る日本電信電話株式会社 (N T T 株式会社及びその 承継会社) (注) への直接 的又は間接的な外国資本の 参加の割合は、三分の一未 満でなければならない。</p> <p>注 日本電信電話株式会 社 (N T T 株式会社及 びその承継会社) は、 その地域会社及びそれ らの承継会社の発行済 株式の総数を保有して なければならない。</p>
(1) 制限しない。	<p>(4) 制限しない。</p> <p>る日本電信電話株式会社及 びその地域会社 (N T T 株 式会社、N T T 東日本株式 会社及びN T T 西日本株式 会社並びにこれらの承継会 社) (注) の取締役及び監 査役は、日本国の国籍を有 しなければならない。</p> <p>注 日本電信電話株式会 社 (N T T 株式会社及 びその承継会社) は、 その地域会社及びそれ らの承継会社の発行済 株式の総数を保有して なければならない。</p>

<p>(1) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリ のサービス（蓄積及びリ のサービス（蓄積及</p>	<p>(k) 電子データ交換（EDI）サービス （C P C 七五二三*）</p>	<p>(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス （C P C 七五二三*）</p>	<p>(i) ボイスメール・サービス （C P C 七五二三*）</p>	<p>(h) 電子メール・サービス （C P C 七五二三*）</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に定める日本電信電話株式会社（N T T 株式会社及びその承継会社）（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。 注 日本電信電話株式会社（N T T 株式会社及びその承継会社）は、その地域会社及びそれらの承継会社の発行済株式の総数を保有してなければならない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>	<p>(3) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に定める日本電信電話株式会社及びその地域会社（N T T 株式会社、N T T 東日本株式会社及びN T T 西日本株式会社並びにこれらの承継会社）（注）の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に定める日本電信電話株式会社及びその地域会社（N T T 株式会社、N T T 東日本株式会社及びN T T 西日本株式会社並びにこれらの承継会社）（注）の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>	<p>(3) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に定める日本電信電話株式会社及びその地域会社（N T T 株式会社、N T T 東日本株式会社及びN T T 西日本株式会社並びにこれらの承継会社）（注）の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>	<p>(3) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に定める日本電信電話株式会社及びその地域会社（N T T 株式会社、N T T 東日本株式会社及びN T T 西日本株式会社並びにこれらの承継会社）（注）の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>	<p>(3) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に定める日本電信電話株式会社及びその地域会社（N T T 株式会社、N T T 東日本株式会社及びN T T 西日本株式会社並びにこれらの承継会社）（注）の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>

<p>(b) 映画の映写サービス</p>	<p>D 音響・映像サービス</p> <p>(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス (C P C 九六一)</p>	<p>(o) その他 (C P C 八四三*)</p> <p>(n) シンラインでの処理サービス（取引の処理を含む。） (m) コード及びプロトコルの変換サービス * (C P C 七五二三*） び転送並びに蓄積及び検索を含む。）</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	

<p>3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス（鉱業に関連するものを除く。）</p> <p>A 建築物に係る総合建設工事 (CPC五一二**)</p> <p>B 土木に係る総合建設工事 (CPC五一三**)</p> <p>C 設置及び組立工事 (CPC五一三**)</p>	<p>(e) 録音サービス</p>	<p>(CPC九六一二)</p>
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>4 流通サービス</p> <p>A 問屋サービス (C P C 六二二、六一一 一一、六一一三〇、六一 二一〇)</p> <p>B 卸売サービス (C P C 六二二、六一一 一一、六一一三〇、六一 二一〇)</p> <p>C 小売サービス (C P C 六三一、六三 二、六一一一二、六一一</p>	<p>(C P C 五一四**、五 一六**)</p> <p>D 建築物の仕上工事 (C P C 五一七**)</p> <p>E その他 (C P C 五一**、五 一五**、五一八**)</p>

三〇、六一二一〇)

D フランチャイズ・サービス

(C P C 八九二九)

これらのサービスで、

- (a) 米、たばこ及びアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場(注)において提供されるサービス以外のもの

注 公共卸売市場と

は、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品(野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。)又は花の間屋及び卸

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

<p>(d) 公共卸売市場（注） の 注 公共卸売市場と は、国又は地方の 政府の認可に基づ き生鮮食料品（野 菜、果物、海産 物、肉類その他日</p>	<p>売のサービスのた めに設置される市 場であつて、卸売 場、自動車駐車場 その他の前記の物 品の取引及び荷さ ばきに必要な施設 を設けて継続して 開場されるものを いう。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *</p>	
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *</p>	

<p>5 教育サービス</p> <p>A 初等教育サービス（保育所を除く。）であつて学校教育として提供されるもの（注1）（注2）</p> <p>（C P C 九二一一*、</p>	<p>常の用に供する食料品を含む。）又は花の間屋及び卸売のサービスのために設置される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。</p>
<p>(3) (2) (1)</p> <p>人（注）が設置しなければならぬ。</p> <p>学校教育機関は、学校法</p>	
<p>(3) (2) (1)</p> <p>制限しない。</p> <p>約 束 し ない。</p> <p>約 束 し ない。</p>	

九二一九)

注1 日本国において学校教育として提供されるこの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、日本国の法律に基づいて設置される小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼児連携型認定こども園をいう。

注2 いかなる提供の態様による市場ア

(4)

注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づいて教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利的でないものをいう。約束しない。

(4)

約束しない。

<p>B 中等教育サービスであつて学校教育として提供されるもの（注1）（注2） （C P C 九二二二一、九二二二二、九二二三三）</p> <p>注1 日本国において</p>	<p>クセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づいて設置される学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならぬ。</p> <p>注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づいて</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。</p>	

学校教育として提供されるこの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、日本の法律に基づいて設置される小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。

注² いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の

(4) 教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。

約束しない。

(4) 約束しない。

<p>C 高等教育サービスであつて学校教育として提供されるもの（注1）（注2）</p> <p>（C P C 九二三一、九二三九）</p> <p>注1 日本国において学校教育として提供されるこの教育</p>	<p>約束も、日本国の法律に基づいて設置される学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。</p>
<p>注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づいて教育サービスを提供することを目的で設立される</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならぬ。</p>
	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>

サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、日本の法律に基づいて設置される小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。

注2 いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本の法律に基づいて設

(4) 法人であつて、営利目的でないものをいう。制限しない。

(4) 制限しない。

<p>E その他の教育サービス (注1) (注2) (C P C 九二九) 注1 いかなる提供の 態様による市場ア クセス及び内国民 待遇に係る特定の 約束も、日本国の</p>	<p>D 成人教育サービス(注 1) (注2) (C P C 九二四) 置される学校教育 機関、専修学校及 び各種学校におけ る単位、学位その 他の資格証明の承 認について適用さ れるものと解して はならない。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	

法律に基づいて設置される学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。

注2 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならぬ。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育

<p>C 衛生サービス及びこれ</p>	<p>B 廃棄物処理サービス (C P C 九四〇二)</p>	<p>6 環境サービス A 汚水サービス (C P C 九四〇二)</p>	<p>以外の教育サービスを提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスの提供を提供する。</p>
<p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	
<p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	

<p>7 金融サービス</p> <p>この特定の約束に係る表の規定の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（WTO文書GATS/SC/四六/補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下この特定の約束に係る表において「了解」という。）</p>	<p>D その他</p> <p>排気ガス処理サービス</p> <p>(CPC九四〇四)</p> <p>騒音除去サービス</p> <p>(CPC九四〇五)</p> <p>自然及び景観の保護サービス</p> <p>(CPC九四〇六)</p> <p>その他の環境保護サービス</p> <p>(CPC九四〇九)</p>	<p>に類似するサービス</p> <p>(CPC九四〇三)</p>
	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制限しない。</p> <p>制限しない。</p> <p>制限しない。</p> <p>約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2)</p> <p>制限しない。</p> <p>制限しない。</p> <p>制限しない。</p>
	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制限しない。</p> <p>制限しない。</p> <p>制限しない。</p> <p>約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2)</p> <p>制限しない。</p> <p>制限しない。</p> <p>制限しない。</p>

<p>は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。</p> <p>日本国は、第七章、附属書四及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。</p> <p>日本国は、附属書四第四条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、金融商品取引業者は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、また、銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。</p> <p>金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくバンングラデシユの領域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七・二条(o)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。</p>	<p>A 保険及び保険関連のサービス</p>
	<p>第七・二条(o)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づく義務であって、この分野において第七・三条、第七・四条及び第七・六条の規定並びに附属</p>

書四の規定に基づく義務に追加して負うものを除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。

(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶

日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。

(1) 制限しない。

<p>(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。</p> <p>(a) 日本国内で運送される貨物</p> <p>(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶</p> <p>日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない(注)。</p> <p>注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>
---	-------------------------------------

<p>B 銀行サービスその他の 金融サービス（保険及び 保険関連のサービスを除 く。）</p>	
<p>第七・二条(o)(i)及び(ii)に規 定するサービスの提供に関し て市場アクセスに係る制限の 欄に記載する特定の約束につ いては、それぞれ、了解のB 3及び4の規定に基づく義務 であつて、この分野において 第七・三条、第七・四条及び 第七・六条の規定並びに附属 書四の規定に基づく義務に追 加して負うものを除くほか、 約束しない。了解のB3及び 4の規定に基づく義務につい ては、次の条件及び制限に従 う。</p> <p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>B その他人の健康に関連するサービス (C P C 九三一九)</p>	<p>8 健康に関連するサービス 及び社会事業サービス A 病院サービス (C P C 九三一一)</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>行の支店が扱う預金を対象としない。 (4) 約束しない。</p>

仕出しサービス	<p>9 観光サービス及び旅行に 関連するサービス</p> <p>A ホテル及び飲食店の サービス</p> <p>(C P C 六四一―六四 三)</p> <p>ホテル経営サービス</p>	<p>C 社会事業サービス(介 護福祉士が提供するサー ビスを含み、保育サービ スを除く。)</p> <p>(C P C 九三三。ただ し、九三三二二を除 く。)</p>
(1) 制限しない。	<p>(4) 約 束 し な い。</p> <p>(3) 制 限 し な い。</p> <p>(2) 制 限 し な い。</p> <p>(1) 約 束 し な い。 *</p>	<p>(4) 約 束 し な い。</p> <p>(3) 外 国 資 本 の 参 加 に 関 し て 制 限 が な い こ と を 除 く ほ か、約 束 し な い。</p> <p>(2) 制 限 し な い。</p> <p>(1) 約 束 し な い。 *</p>
(1) 制限しない。	<p>(4) 制 限 し な い。</p> <p>(3) 制 限 し な い。</p> <p>(2) 制 限 し な い。</p> <p>(1) 約 束 し な い。 *</p>	<p>(4) 制 限 し な い。</p> <p>(3) 外 国 資 本 の 参 加 に 関 し て 制 限 が な い こ と を 除 く ほ か、約 束 し な い。</p> <p>(2) 制 限 し な い。</p> <p>(1) 約 束 し な い。 *</p>

<p>10 娯楽、文化及びスポーツのサービス</p> <p>A 興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。） （C P C 九六一九）</p>	<p>C 観光客の案内サービス （C P C 七四七二）</p>	<p>B 旅行業サービス （C P C 七四七一）</p>	<p>（C P C 六四二三）</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>

<p>D スポーツその他の娯楽のサービス</p> <p>スポーツに係るサービス</p> <p>(C P C 九六四一)</p> <p>遊園地及び海水浴場</p>	<p>C 図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス</p> <p>図書館及び記録保管所のサービス</p> <p>(C P C 九六三一、九六三一二)</p>	<p>B 通信社サービス</p> <p>(C P C 九六二)</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>

<p>のサービス (C P C 九六四九一)</p>	<p>11 運送サービス A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） (a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） (C P C 七二一一、七二二二)</p>
	<p>(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。</p> <p>注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場</p>
	<p>(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。</p> <p>注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場</p>
	<p>次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。</p> <p>(a) 水先サービス (b) 押し船及び引き船のサービス (c) 食料供給、給油及び給水のサービス (d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (e) ポートキャプテン・サービス</p>

合において、対抗措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。

(a) 日本国内の港への入港

(b) 日本国内の港における貨物の積み又は取卸し

合において、対抗措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。

(a) 日本国内の港への入港

(b) 日本国内の港における貨物の積み又は取卸し

- (f) 航行補助サービス
- (g) 陸岸において行うサービスであつて、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）
- (h) 応急の修理サービス
- (i) びょう泊及び係留のサービス
-

<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。</p> <p>(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。</p> <p>(4) (a) 船員については、約束しない。</p> <p>(b) (3) (b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。</p> <p>(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。</p> <p>(4) (a) 船員については、約束しない。</p> <p>(b) (3) (b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、約束しない。</p>
<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。</p> <p>(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。</p> <p>(4) (a) 船員については、約束しない。</p> <p>(b) (3) (b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。</p> <p>(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。</p> <p>(4) (a) 船員については、約束しない。</p> <p>(b) (3) (b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、約束しない。</p>

<p>(e) 押し船及び引き船のサービス (C P C 七二一四)</p>	<p>A 海上運送サービス(補助的なサービスに限る。)</p> <p>(d) 船舶の保守及び修理 (C P C 八八六八*)</p>	<p>(c) 乗組員を伴う船舶(日本国の船籍を有する船舶を除く。)の賃貸 (C P C 七二一三*)</p>
<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>
<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>

<p>コンテナ・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービス（補助的なサービス</p>	<p>の） 注釈2に定義するも る特定の約束に関する 含む。）の分野におけ （補助的なサービスを ス（海上運送サービス 海上貨物取扱サービ</p>	<p>(f) 引揚げその他の救助 サービス、給水サービ ス、給油サービス及び ごみ収集サービス （C P C 七四五四* *、七四五九**）</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）</p>	<p>海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）</p>	<p>を含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）</p>
<p>(2) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(2) 制限しない。</p>	<p>(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>

	<p>(3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p> <p>(4) 約束しない。</p>
<p>海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈</p>	<p>(3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスの全てがこの特定の約束に係る表に含まれているわけではないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱のため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができるものでなければならない。

注1 「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該複合運送について責任を負う者をいう。

注2 「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するため措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができることをいう。

定義

1 「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、バングラデシュの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める一貫した運送サービスの一部又は全部について自らの顧客に提供するために必要な全ての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第七・二条(o)(i)の規定に基づい

て提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限らない。

(a) 顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの販売者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b) 自らの取引のために又は顧客の代理として（顧客への再販を含む。）国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要な全ての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第八章に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a) 貨物の船舶への積み込み又は船舶からの取卸し
(b) 貨物の固縛又は固縛の解除

- (c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管
- 3 「コンテナ・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部において、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナを保管する活動をいう。
- 4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。
- (a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社 に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。
- (b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。
- 5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B 内陸水路における運送サービス	
(d) 船舶の保守及び修理 (C P C 八八六八*)	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
	(1) 約束しない。 * (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。

<p>C 航空運送サービス</p> <p>(d) 第七・二条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス</p>	<p>(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (C P C 七四五四* *、七四五九**)</p>	<p>(e) 押し船及び引き船のサービス (C P C 七二二四)</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) (2) (1) る許可の数は、制限するこ とができる。</p> <p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) サービス提供者に付与す</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。*</p>

<p>E (d) 鉄道運送機器の保守 及び修理のサービス (C P C 八八六八*</p>	<p>(e) 第七・二条(f)に定義 する地上取扱サービス</p>	<p>(e) 第七・二条(d)に定義 するコンピュータ予約 システムのサービス</p>	<p>(e) 第七・二条(i)に定義 する航空運送サービス の販売及びマーケティング</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束手しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束手しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束手しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束手しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>F 道路運送サービス (b) 貨物運送サービス (C P C 七 一 二 三)</p>	<p>(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸</p>	<p>*)</p>
<p>(4) サービス事業者の数又はサービスの産出量は、暫定的にかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。</p> <p>(3) サービス事業者の数、サービスの産出量は、暫定的にかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>H 全ての形態の運送の補助的なサービス</p> <p>(b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。）</p>	<p>G パイプライン輸送</p> <p>(b) 燃料以外の物品の輸送サービス</p> <p>(C P C 七一三九)</p>	<p>(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス</p> <p>(C P C 六一一二、八六七)</p>	
<p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。 *</p>	

<p>(d) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの）</p>	<p>(C P C 七 四 二 * *)</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 業務上の拠点が必要である。 制限しない。 * 制限しない。 * 制限しない。 *</p>	<p>(4) 約束しない。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 * 制限しない。 * 制限しない。 *</p>	<p>(4) 約束しない。</p>